

災害支援情報

支援制度について詳しくは、町ホームページをご覧ください。

申込期限
3/29 (金)

平成30年7月豪雨災害 町独自の支援制度

被災斜面復旧事業補助金

■豪雨災害復旧事業室 ☎ 536-0370

被災した民有地の復旧は、原則、所有者が行いますが、崩壊しているがけや宅地よう壁が、費用の問題などで復旧できない場合、今後の降雨などで2次災害が発生する可能性もあります。

そこで、「平成30年7月豪雨災害対策支援金」として全国から寄せられた寄付金を活用し、がけ・宅地よう壁を所有者が復旧する場合に、必要な費用の一部を補助します。

※詳しい条件・手続きはお問い合わせください。

【対象】平成30年7月豪雨により崩壊したがけ・宅地よう壁の所有者で、崩壊の被害で被災証明書が被災証明書の交付を受けた人

【支給内容】がけ・宅地よう壁復旧工事に係る費用の8割※申請状況により補助上限額を設けます。(500万円程度を予定)

【条件】次の①②のいずれかに当てはまり、崩壊により他の人の家や道路などに影響があるもの。

- ①がけが高さ5m以上の範囲で崩壊したもの
- ②高さ2m以上の宅地よう壁の大半が崩壊したもの

支給期限
1/31 (木)

「り災証明書」の申請は済んでいますか？

府中町災害見舞金の支給期限が近づいています

問 福祉課地域福祉係 ☎ 286-3162

平成30年7月豪雨災害の府中町災害見舞金は、被災者の「り災証明書」の申請に基づいて支給しています。

【対象】平成30年7月6日時点で府中町内のり災した建物に居住の実態があり、平成31年1月31日休までに「り災証明書」の申請を行った世帯

【支給内容】

区分	支給額
住家の全壊	4万円＋世帯人数×3,000円
住家の半壊	2万円＋世帯人数×2,000円
住家の床上浸水・ 床下浸水、一部損壊	2万円

1月から
変わります

府中町国保・後期高齢者医療制度

病院などの一部負担金減免に証明書が必要です

病院などの窓口で、被保険証と「一部負担金免除証明書」を提出することで、窓口負担が無料になります。

【対象】①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人②主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人③主たる生計維持者の行方が不明である人④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した人⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

【申請】あらかじめ申請が必要です。詳しくは各窓口へ。
※すでに一部負担金を支払っている場合は、払い戻しの申請ができません。

※入院時の食費や居住費などは、減免の対象外です。

◆後期高齢者医療保険制度 保険料の減免◆

上の①～⑤の要件に当てはまる人は、平成30年7月～平成31年6月の保険料が申請により減免となります。ご相談ください。

問 国民健康保険 保険年金課国民健康保険係 ☎ 286-3236

後期高齢者医療制度 保険年金課年金福祉医療係 ☎ 286-3154

災害に
備えるペットにも災害時の備えが必要です
問 環境課環境衛生係 ☎ 286-3242

ペットと一緒に災害を乗り切るために、日頃から次の準備をしておきましょう。

所有者明示

飼い主を明らかにするため名札やマイクロチップを装着。

ペットのしつけ

避難所生活で、周囲に迷惑がかけられないよう、基本的なしつけをしておく。◆待て◆おすわり◆むやみに吠えない◆キャリーバッグやケージに慣らす など

ペット用
避難具の
確保・備蓄

避難先でペットの飼育に必要なものは、飼い主の避難用品と一緒に準備。◆1週間分のフード、水、食器◆療法食、薬◆ケージやキャリーバッグ◆予備の首輪、リード◆ペットシート、猫砂◆排泄処理用品

申込期限
3/31 (日)宅地内に堆積した
土砂の撤去に要した費用の支払い
問 安心安全室 ☎ 286-3243

豪雨災害で宅地内に堆積した土砂やがれきを、自らの費用で撤去した場合、撤去に要した費用を町が支払います。申し込みは安心安全室へご連絡を。

【対象】宅地内に堆積した土砂や瓦礫の撤去に要した費用で、平成30年10月17日までに撤去されたもの。